

平成27年第2回八雲町議会臨時会会議録

平成27年4月24日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 八雲町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2 号 八雲町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 平成27年度八雲町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第 4 号 平成27年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
（八雲町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
（八雲町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
（八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○出席議員（16名）

- | | | |
|--------------|-----|---------------|
| 1 番 佐藤 智子 君 | | 2 番 横田 喜世志 君 |
| 3 番 安藤 辰行 君 | | 4 番 岡島 敬 君 |
| 5 番 三澤 公雄 君 | | 6 番 掛村 和男 君 |
| 7 番 田中 裕 君 | | 8 番 赤井 睦美 君 |
| 9 番 牧野 仁 君 | | 10 番 大久保 建一 君 |
| 11 番 宮本 雅晴 君 | 副議長 | 12 番 千葉 隆 君 |
| 13 番 岡田 修明 君 | | 14 番 黒島 竹満 君 |
| 15 番 斎藤 實 君 | 議長 | 16 番 能登谷 正人 君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長	城近真君
企画振興課長 兼行財政改革推進室長	萬谷俊美君	併選挙管理委員会事務局長 情報政策室長 兼新幹線推進室長	吉田邦夫君
財務課長 兼収納対策室長	鈴木敏秋君	総合病院建設企画課参事 会計管理者 兼会計課長	中野勝弘君
住民生活課長	山田耕三君	保健福祉課長	三澤聡君
農林課長 併農業委員会事務局長	加藤貴久君	水産課長	横山隆久君
商工観光労政課長	岡島建夫君	商工観光労政課参事	藤牧直人君
建設課長	佐藤隆雄君	公園緑地推進室長	半谷広志君
環境水道課長	馬着修一君	落部支所長	柴田幸一君
教育長	瀧澤誠君	教育委員長	宮田千秋君
学校教育課長	荻本和男君	社会教育課長 兼図書館長 郷土資料館長	足立直人君
体育課長	浅井敏彦君	町史編さん室長	
学校教育課参事	本庄伯幸君	学校給食センター所長	小栗由美子君
総合病院事務長	齋藤真弘君	監査委員	千田健悦君
総合病院医事課長	五十川厚子君	総合病院管理課長	成田耕治君
消防長	大泉達雄君	総合病院建設企画課長	沢野治君
八雲消防署管理課長	大淵聡君	八雲消防署長	桜井功一君
		八雲消防署消防課長	伊丸岡徹君
【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】			
地域振興課長	牧茂樹君	住民サービス課長	前小屋忠信君
産業課長	田村春夫君	熊石教育事務所長	野口義人君
海洋深層水推進室長		熊石国保病院事務長	桂川芳信君
熊石消防署長	手塚剛君		

○出席事務局職員

事務局長	鈴木明美君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係			

[開会 午前10時06分]

◎ 開会・開議宣告

○議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は16名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成27年4月24日招集八雲町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から2月分の例月現金出納検査の報告書及び平成26年度財政援助団体等監査結果の提出がございました。報告書の提出通知はお手元に配付のとおりであります。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じ、ご覧いただきたいと存じます。

次に、議長の日程行動関係であります。3月23日及び24日に東京都において独立行政法人国立病院機構八雲病院の存続を求める要望活動を町長、副議長並びに文教厚生常任委員長と共に厚生労働省及び独立行政法人国立病院機構に対し、行ってきました。

以上、概略を報告いたしました。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に安藤辰行君と大久保建一君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありませんので、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（鈴木明美君） ご報告いたします。

本臨時会に対し、町長から提出された案件は既に配付しております。議案4件と承認3件の計7件であります。

これら議案等の説明のため、町長、監査委員、教育委員長及びあらかじめ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。以上でございます。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第1号八雲町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） おはようございます。それでは議案第1号八雲町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧くださいと思います。このたびの改正は、税の減免申請期限を多くの市町村が納期限前7日と規定していることについて、総務省が改善する必要があると判断し本年3月31日に通知がなされたことから、その趣旨に鑑み、申請期限を納期限までとし、5月納期の軽自動車税から適用できるよう、今回既設条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、条例改正の内容につきましてご説明いたします。第51条は町民税の減免についての規定で、第2項の減免の申請期限を納期限前7日から納期限に改正しようとするものであります。同じく第71条固定資産税の減免、第89条軽自動車税の減免、第90条身体障害者等に対する軽自動車税の減免、第139条の3特別土地保有税の減免についての規定で、それぞれ第51条と同様に減免の申請期限を納期限前7日から納期限に改正しようとするものであります。

附則として、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、議案第1号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第2号八雲町介護保険条例の一部を改正する条

例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議案第 2 号八雲町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案所 3 ページでございます。本条例は介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の交付に伴い、介護保険料の所得段階の第 1 段階の保険料率を現行の 0.5 から 0.45 に軽減しようとするものであります。また介護保険料の減免申請の期間を議案第 1 号八雲町税条例の一部を改正する条例の改正内容と同様に納期限までに改正しようとするものであります。

それでは改正内容についてご説明いたします。概要説明書の 2 ページ、別紙 1 をご覧ください。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、平成 27 年 4 月から公費を投入して低所得者の第 1 号被保険者保険料の軽減を行い、国がその費用の 2 分の 1、北海道が 4 分の 1、町が 4 分の 1 を負担することとなりましたが、国の平成 27 年度予算が 4 月 9 日に成立し、翌日の 4 月 10 日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことを受け、第 1 号被保険者のうち介護保険料の所得段階が第 1 段階に該当するものについて、基準額に乗ずる割合を現行 0.5 を 0.45 にしようとするものであります。

この改正により概要説明書の別紙 1 の表の第 1 段階の年額保険料額は現行 3 万円から 2 万 7,000 円に軽減されることとなります。軽減する期間は第 6 期介護保険事業計画の期間と同様の平成 27 年度から平成 29 年度までであります。また、国と北海道の公費負担分につきましては介護保険法第 124 条の 2 第 1 項により一般会計で歳入として受け、特別会計に繰り入れることとなっております。

次に、介護保険料の減免については、議案第 1 号八雲町税条例の一部を改正する条例の改正内容と同様に減免申請を行うための期間を改めるもので、普通徴収の方法により保険料を徴収されているものについては、現行納期限前 7 日までの申請期間を納期限までに。特別徴収の方法により保険料を徴収されているものについては、特別徴収対象年金給付の支払いに係る月、いわゆる年金の支払い時期ですが、その月の現行前々月の 15 日までの申請期間を支払いを受ける日までに改めようとするものであります。それでは、議案書の説明に入らせていただきます。

議案書 3 ページをご覧ください。第 3 条は保険料率の規定で第 1 項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者の保険料の額を平成 27 年度から平成 29 年度まで 2 万 7,000 円とする規定を加え、第 3 項については第 2 項の追加による条項の整理を行うための変更でございます。第 10 条は保険料の減免の規定で、先ほど説明しましたとおり減免申請の期間を普通徴収の方については納期限まで、特別徴収の方については年金給付の支払いを受ける日までに改め

ようとするものであります。

附則 1 は、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。附則 2 は改正後の本条例第 3 条第 2 項の規定は平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については適用しないものとするものであります。

以上、議案第 2 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 5 議案第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 5 議案第 3 号平成 27 年度八雲町一般会計補正予算第 1 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） それでは、議案第 3 号平成 27 年度八雲町一般会計補正予算第 1 号について説明いたします。

議案書 4 ページであります。この度の補正は歳入歳出予算債務負担行為及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 2 億 3,120 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 128 億 1,520 万 2,000 円にしようとするものであり、八雲中学校屋内運動場改築事業他、5 事業の追加の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。

議案書の 15 ページであります。2 款総務費、1 項総務管理費、12 目地域振興対策費、19 節負担金補助及び交付金 250 万円の追加は、コミュニティー事業助成金で熊石地域の鳴神町内会が所有する山車の改修整備費に助成しようとするものであります。本山車は昭和 40 年に整備したもので、これまでも修理を重ねてきたところではありますが、車輪のひび割れなど、痛みが著しく、後輪にブレーキがないなど、巡行に支障があることから、それら改修整備について財団法人自治総合センターの助成事業を活用しようとしたもので、このほ

ど、当センターから内示があったことから予算補正し、早急に整備しようとするものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費、469万2,000円の追加は、国の介護保険料の低所得者への軽減施策に伴う介護保険事業特別会計繰出金であり、内容につきましては介護保険事業特別会計の補正予算議案で説明いたします。2項児童福祉費、8目子育て世帯臨時特例給付金給付事業905万円の追加は、国が実施する昨年4月の消費税率引き上げに伴う子育て世帯への臨時特例的給付事業であります。給付対象は平成27年6月分の特例給付を除く児童手当の対象となる受給者であり、給付額は対象児童1人につき3,000円であります。3節職員手当等から12節役務費までは給付事務に係る事務費の計上で、19節負担金補助及び交付金750万円は子育て世帯臨時特例給付金で、対象者を2,500人と見込んだものであります。給付金の支給は10月となりますが、対象者への申請案内を5月末から開始することが必要なことから、このほど予算補正するものであります。

議案書17ページになります。10款教育費、3項中学校費、3目学校建設費2億671万円の追加は、八雲中学校屋内運動場改築事業の平成27年度分建設工事費であります。八雲中学校屋内運動場改築事業は、現在実施設計作業中であり、国への国庫負担金等の申請認定の状況を踏まえ予算上程する予定でありましたが、このほど北海道教育庁から申請の照会があり、その要件として予算措置済みが必要であることから、このほど予算補正計上するものであります。建設に係る工事費を7億3,400万円と見積もり、工期が平成27年9月以降、平成28年6月頃までと考えられることから、平成28年度までの債務負担行為を設定し、平成27年度分に要する費用を計上したものであります。9節旅費から12節役務費までは建設工事に係る建築確認申請他、事務費の計上であり、13節工事監理業務委託料895万3,000円、15節1億9,692万円は、平成27年度における国の補助金等支出の考え方及び工期設定を勘案し計上したものであります。

11款災害復旧費は先の4月3日の豪雨により被災を受けた施設の復旧に際し、国の災害復旧事業への申請等に要する費用の計上であります。最初に被害状況を説明いたしますので、概要説明書4ページの被災状況をご覧ください。

最初に(1)公共土木施設で、町道は柏木線の法面崩壊、東野桜野線の道路決壊の2カ所、河川は奥津内川など3河川の河岸決壊であります。(2)は農業用施設で山崎地区の排水路の河岸決壊、野田生地区の農道の路盤流失、幹線用水路の基礎部流失・土砂埋塞の計3カ所であります。これらは国の補助災害事業としての採択が可能と思われる被災箇所、被災額の計は概算事業費で6,910万円であります。本予算補正により調査設計を行い、6月にも予想される国への申請及び災害査定に備えるものであります。その災害査定結果を受け、工事費が算定次第、その工事費について改めて予算補正をお願いしようと考えているところであります。なお、これら以外の被災施設は各所管課の現行予算により対応しておりまして、今後の状況によっては補正予算でお願いすることもあり得ることをご理解願いたいと思います。

それでは事項別明細書により説明いたします。議案書の17ページにお戻り願います。11

款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、2目現年度災害復旧費 360 万円の追加は、13 節委託料において補助災害申請 5 箇所に係る調査設計費用として、公共土木施設災害復旧調査設計業務委託料 310 万円及び災害復旧事業の申請において必要な気象データの作成経費として、気象資料作成業務委託料 50 万円の計上であります。2項農林水産施設災害復旧費、1目現年度災害復旧費 465 万円の追加は、13 節委託料において補助災害申請 3カ所に係る調査設計費用として、農業用施設災害復旧調査設計業務委託料 320 万円及び 15 節工事請負費において補助災害復旧事業の国の査定決定後の工事では営農に支障が生じると思われる農道・幹線用水路における応急の工事費として、農業用施設災害復旧工事費 145 万円の計上であります。

以上、補正する歳出の合計は 2 億 3,120 万 2,000 円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書の 11 ページになります。14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫補助金 234 万 6,000 円の追加は低所得者介護保険料軽減負担金で、歳出で説明しました介護保険事業特別会計への繰出金、即ち介護保険料の軽減額に対する国の負担分で、軽減額の 50%であります。4 目教育費国庫負担金 176 万 7,000 円の追加は学校施設整備事業負担金で、歳出で説明しました八雲中学校屋内運動場改築事業において、国の公立学校施設整備費負担金事業の対象面積に基づくものであります。2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 905 万円の追加は、歳出で説明しました子育て世帯臨時特例給付金に係る給付金及び事務費に対する補助金で、歳出と同額であります。7 目教育費国庫補助金 4,099 万 9,000 円の追加は学校施設環境改善交付金で、八雲中学校屋内運動場改築事業における国の交付金事業の対象面積に基づくものであります。

15 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金 117 万 3,000 円の追加は、低所得者介護保険料軽減負担金で国庫負担金と同様であり、道が介護保険料の軽減額の 25%を負担するものであります。2 項道補助金、9 目災害復旧費道補助金 94 万 2,000 円の追加は農業用施設災害復旧事業補助金で、歳出で説明しました応急工事費に係る補助金であります。

19 款 1 項 1 目繰越金 1,112 万 5,000 円の追加は前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

議案書 13 ページになります。20 款諸収入、5 項 7 目雑入 250 万円の追加は、歳出で説明しましたコミュニティー事業助成金に係る自治総合センターコミュニティー助成事業助成金であります。

21 款 1 項町債、6 目教育債 1 億 5,490 万円の追加は、八雲中学校屋内運動場改築事業に対応するものであります。7 目災害復旧事業債 640 万円の追加は、災害復旧事業費に対応するものであり、公共土木施設補助災害復旧事業に係る 310 万円、農業用施設補助災害復旧事業に係る 330 万円であります。

以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の 2 億 3,120 万 2,000 円の追加であります。

次に、債務負担行為の補正であります。議案書 7 ページになります。第 2 表債務負担行為の追加は八雲中学校屋内運動場改築事業で、期間を平成 27 年度から 28 年度とし、平成 28 年度の限度額を 5 億 2,812 万 7,000 円として設定しようとするものであります。

次に地方債の補正であります。議案書 8 ページであります。第 3 表地方債の追加は、八雲中学校屋内運動場改築事業 1 億 5,490 万円、現年度発生補助災害復旧事業 640 万円であります。

以上で議案第 3 号平成 27 年度八雲町一般会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 6 議案第 4 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 6 議案第 4 号平成 27 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議案第 4 号平成 27 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号についてご説明いたします。

議案書 21 ページをご覧ください。この度の補正は議案第 2 号八雲町介護保険条例の一部改正に伴う介護保険事業特別会計保険事業勘定の歳入歳出予算の補正ですが、今回の補正は歳入のみであり、歳入歳出の予算総額に変更はございません。それでは、事項別明細書により、ご説明いたします。

議案書 23 ページ、中段をご覧ください。1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料で 469 万 2,000 円の減額は、第 1 号被保険者の介護保険料のうち、第 1 段階の負担割合を 0.5 から 0.45 に引き下げた減額分を補正しようとするものであります。8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、5 目低所得者保険料軽減繰入金で 469 万 2,000 円の追加は、一般会計からの繰入金で第 1 号被保険者の介護保険料の第 1 段階の負担割合の引き下げに対する国と北海道の公費負担分は一般会計で歳入として受け、特別会計に繰り入れることとなっていることから、介護保険料の減額分を一般会計から繰り入れようとするものであ

ります。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 承認第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本件は八雲町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したことに対する承認でございます。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書 25 ページからでございます。本件は地方税法等の一部を改正する法律が平成 27 年 3 月 31 日可決公布され、その一部について即日施行されたことに伴い、八雲町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 3 月 31 日専決処分しましたので、これを報告し承認を求めようとするものであります。

今回の改正は、平成 26 年の税条例改正で行いました軽自動車税の税率引き上げに係る部分につきまして、軽四輪車両等以外の軽自動車税の引き上げを、地方税法の改正を受け 1 年間延長しようとするものであります。軽自動車税は賦課期日が 4 月 1 日、納期が 5 月 31 日であることから、平成 27 年 3 月 31 日付けで専決処分により改正したものであります。

それでは議案書 27 ページをご覧くださいと思います。施行日の 1 年延長でありますから、附則の改正であり、附則第 1 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 4 条第 1 項の変更、第 2 項の追加により整理されたものであります。

以上をもって、承認第 1 号八雲町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する専決

処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 承認第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 8 承認第 2 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本件は八雲町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことに対する承認でございます。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） それでは承認第 2 号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書 28 ページからでございます。本件は半島振興法の一部を改正する法律が平成 27 年 3 月 31 日に可決公布されたことに伴い、八雲町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 3 月 31 日付け専決処分しましたので、これを報告し承認を求めようとするものであります。

今回の改正は 3 点であります。1 つは地方税の不均一課税の対象事業が追加されたことに伴う改正。2 つ目として、市町村が産業振興促進計画を策定する仕組みが改めて明示されたことに伴う関係文言の整理。3 つ目として、半島振興法の失効期限が平成 27 年 3 月 31 日から 10 年間延長し、平成 37 年 3 月 31 日とされたことによる改正であります。

それでは議案書 30 ページをご覧くださいと思います。第 1 条は、固定資産税の不均一課税の対象事業として製造の事業、又は旅館業の用に供する設備を新設、増設したものについて定めておりましたが、この度の改正により対象事業が追加されたことに伴い、1 号から 5 号として整理したものであります。追加された対象事業は、第 2 号有線放送業、

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、又はインターネット付随サービス業に属する事業、第3号情報通信の技術を利用する方法により行う商品または役務に関する情報の提供に関する事業、第4号農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域のものに販売することを目的とする事業であります。第2条は、固定資産税の不均一課税を活用する前提として、この度法の改正により、市町村が産業振興促進計画を策定する仕組みが明示されたことにより、文言を整理したものであります。

議案書31ページをご覧くださいまして、附則第3項に係る改正は、この度の法改正により失効期限が平成27年3月31日から平成37年3月31日に延長となったことを受けて、10年間の延長をしようとするものであります。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行するものとし、附則第3項の失効期限を延長する改定の規定は、公布の日から施行するものとしたものであります。以上をもって承認第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） 第1条第4項の部分でお伺いしたいんですけども、当該農林水産物を原材料もしくは材料として製造加工もしくは調理したものを店舗において販売することを目的とする事業なら分かるんですけども、地域以外の地域のものに販売することを目的とするというものの概念、定義を教えてくださいと思います。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） この定義についてですけども、まだ詳しい逐条的な解説というのは成されてないわけですけども。基本的には八雲町でいけばですね、渡島半島地域として指定されたものでありますから、具体的にはその直売店のような形態でもって、半島振興地域外ですから渡島檜山地域以外の方を主に対象としてですね、販売するというものを想定したものだというふうに考えております。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） となると、監査対象にお客様の選り分けが入ってくる、そういうものが入ってくるってことになるんですかね。どうやってそれを整理するのかちょっと全然分からないんですけども。まだ中身が詳しく分かってないという解釈でよろしいですか。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議員おっしゃられるとおり、まだ法が施行されたばかりで、この適用事例というものが具体的には見えないというのが実態であります。しかしながら、

考えますところによれば、要するに農産物の直売店ということで道の駅だとか、八雲で言えば丘の駅のような通行型の方ですね、主に販売することを目的とした店舗というようなイメージのかなというふうには思っております。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） この条例の改正なんですけども、冒頭に八雲町と謳っているんですけども、これは国の半島振興に関する法律の、枠を1歩も出ない作りなんですか。八雲町と謳っている以上は八雲町独自のもの入る余地があるのかどうか、ちょっと伺います。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 条例の作り方として、基本的には八雲町と付けているのは、八雲町の条例だという意味でつけています。その意味で条例の題名に八雲町と入っているという分について特段他意はないわけでありますが、条例のこの実施の中身としてはですね、基本的には国の法律と、あとこの固定資産税の一部減免によって、地方交付税が補てんされるわけでありますが、これらの域を超えない形での条例施行という形で体系づけ、整理しているところであります。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） それでいけば、専決処分なんですけども非常に残念なんですよね。この改正前の事例で、製造業、製造の事業または旅館業ということで、これが適用されたもので黒島議員申しわけありませんけども、ひらたない荘の件でこの件が使われたことを私議員になってあったんですけども。その時にですね、それを僕ら農業者が見ていまして、それから数年後、大規模経営に踏み切った農業組織があるんですが、当然製造業ということでこれが適用される期待を込めて、その後いろいろ折衝したんですけども、結局は適用されなかった。この法改正前の部分、また改正後もですね、旅館業というのは旅館業だけで、ようするに八雲にもあり、熊石にも新たに新店するというだけでこれが適用されました。で、一方その大規模化、6戸、7戸が集まって大規模な法人作ってやったところはですね、これが使われなかったんです。今回の改正においてはですね、これは6次産業化に向けた部分だと思いますんで、(4)単純な農業生産の拡大の部分では使われないという意味では非常に残念だと思うんですが、町長のお考えをお聞きしたいんです。

というのは、先ほど農林課長が昇任された時にも挨拶の中で触れていましたけども、一次産業の町と、これはもう本当にまくら言葉のように付いていますけども、そういう中に入ったときにこの(1)の製造の事業だとかの部分に、やっぱり基盤である酪農の基盤拡大の部分ではですね、適用していただきたいという部分があるんですよ。牛を多く飼うというのは飼いが全く変わるんです。同じ酪農であっても違うと言ってもいいでしょう。

実際その6戸、7戸の農家が集まった時に持ち寄った牛が500頭以上いましたけれども、次年度からもうほとんど残っていません。その飼い方にその牛が適応できないので、牛は入れ替えています。飼養管理の仕方も全く変わります。これからの農業、酪農の振興、町長の頭の中に大規模な法人化というものがあるように、私承っていますけども。これを促すためにもですね、この条例もしくはこれに替わるものでもですね、同じような趣旨を入れてですね、固定資産税の減免とかっていうものが入れるようなものが、ぜひ八雲町にはつくっていただけないのかと。今回改正に当たって、これだけで済んでしまうというのは非常に残念なので、意見として申し述べますし、そのことについてのお考えを伺いたいと思います。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 私の方から今議員がおっしゃられた経過も踏まえてお答えしたいと思いますが、まず今議員から示された事例でいけばですね、間違えということではないんですが、具体的には当時この半島振興の不均一課税ではなくて、過疎法に基づく固定資産税の免除ということで検討した経過があります。その中で今言われたような事例の農業の大規模化というような形ではですね、当時の振興局にも照会した中で、製造業には該当しないという中で見送ったという経過です。内部的にも検討はしたところです。

それで、固定資産税の課税免除なり、不均一課税の適用を拡大化というようなご意見かと思いますが、これについては私の立場からいえば慎重にならざるを得ないというふうに思っています。現行としては国の法体系の中での制度化ですが、これを町独自として拡大ということも、議員おっしゃれるような形で出来ない事もないんですが、逆に町独自の課税免除を実施するということではですね、国、北海道から見ればそれだけ財政的な余裕があった中で税を減免するんだらうというような見方もされて、はっきり言えば特別交付税等で、ペナルティー要素となり得るといことが非常に懸念されるものであります。

ですから、今議員がおっしゃられるような分についての施策といえばですね、むしろ固定資産税の免除ではなく補助金、助成金としての事業の制度化というのが本来のあり方だという立場で、町としては整理しているところであります。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今ですね、財務課長から説明あったとおりですね、固定資産税の減免というのは大変難しい問題と感じていますので、今の答弁にかえさせていただきたいと思います。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 半島振興と過疎法の方で、僕の認識の違いがあったということを指摘されたことを改めて受け止めますし、その部分では黒島議員に対してはちょっと失礼だったかなと思って、改めてすみません。財務課長の方からこういう形ではない助成とい

う、このことについて議論が出来たことが1つ、僕はメリットだったなと思います。多くの農業に携わる者が、やはり注目して見ている部分でした。外から見るときに財源がどこからくるのかだとか、詳しい国の法体系なんていうのも僕も今後、ちゃんと説明していきます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 承認第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件は、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことに対する承認でございます。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 承認第3号についてご説明いたします。

議案書32ページであります。地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日公布されたことに伴い、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものであります。では専決処分いたしました改正内容につきましてご説明いたします。

議案書34ページであります。あわせて概要説明書7ページをご覧ください。今回の改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い法定賦課限度額の引き上げ及び低所得者に係る保険税軽減の拡充に関する改正等であります。第2条第2項から第4項の改正は賦課限度額の引き上げで、第2項の改正は医療分を51万円から52万円に、第3項の改正は後期高齢者支援金分を16万円から17万円に、第4項の改正は介護納付金分を14万円から16万円に引き上げるものであります。第23条の改正は賦課限度額を引用している額の改正であります。同条第2号及び35ページの第3号の改正は低所得者に係る保険税軽減の拡充で、5割

軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減安定所得の引き上げを行うものであります。5割軽減は算定基準の被保険者数等に乗ずる基準額を24万5,000円から26万円に増額し、2割軽減は算定基準の被保険者数等に乗ずる基準額を45万円から47万円に増額するものであります。

附則第1条は施行期日を平成27年4月1日とするもので、第2条は適用区分として平成27年度分の国民健康保険税から適用するものであります。第3条は平成25年条例第28号改正条例附則第16項の改正中、配当所得を附則第13項として利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分について、地方税法施行令の改正に合わせ施行期日を平成29年1月1日から平成28年1月1日に改めるものであります。

以上、承認第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 概要説明の別紙6の概要1の部分で質問させていただきます。医療分、支援金分、介護分で今まで合計額81万円だったものが、85万円に引き上げるということなんですけども。これの該当世帯数と合計金額は幾らになるのかお知らせください。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 賦課限度額の改正による影響世帯でございますけれども、平成27年度の賦課作業が現在作業中ございまして、27年度はまだ決定はしてございませんけれども、それを26年度のベースで考えますと、医療分につきましては220世帯、後期高齢者支援金分につきましては300世帯、介護納付金分については280世帯の想定であります。金額としては合計で790万円程度と考えてございます。以上でございます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 国保加入世帯の全世帯から見ますと少ない世帯数と言えるのかもしれないけれども、これは各家庭の構成員によって金額が違ってくるとは思うんですけども。だいたいいくら、所得が400万円以上の世帯とか800万円以上の世帯とか該当する所得の基準というのはいくらなんですか。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 議員もご指摘のとおり世帯数とか、その世帯の資産によって変わってくるということですので、一律に何万円以上で限度額にいくということはいい切れないのかなというふうに考えています。以上であります。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 3回なのでもう、言い切れないということですがけれども、大体400万円から600万円ぐらいまでの世帯も含まれるのかどうかっていうのを26年ベースでまずお答えしていただきたいのとですね、私は今の400万から600万っていう所得階層なんですけども、それは決して豊かな階層ではないと思うので、もしその部分に含まれるのであれば、いかがなものかなと思ってまずそれを質問いたします。それとですね、増額分790万円ということで、これくらいだったら本当に一般会計から繰り入れをしてですね、上限分も引き上げなくてもいいんじゃないかなというふうに思うわけです。でその辺の見解もお伺いいたします。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 所得が400から600万円くらいの所ということでありますけども、先ほど申したとおり世帯数、人数やら資産等で変わってくるところであります。ただ医療分につきましては、この範囲では限度額まではいかないのではないかという直感的なところでもありますけども。あと支援金分については税率が低い関係から、いく可能性もあるのかなというふうに考えてございます。

あと、影響額790万くらいということでもあります。これを一般会計からの繰り入れという考え方のようでございますけども、当然、健康保険につきましては、保険料につきましては負担能力に応じた応分の負担を求めるという立場で、保険料負担の格差の是正に繋がるといふふうに考えてございます。そして、この賦課限度額を上げないということになりますと、当然、高所得者以外の層、中間層や低所得者層の負担割合が増えるというふうに考えられますので、当然高所得者につきましては応分の負担を求めべきだといふふうに考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本臨時会に付議を予定されました案件は全て議了いたしました。

よって、平成27年第2回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

[閉会 午前11時04分]